

平成 29 年 第 9 回 農業委員会総会

日 時 平成 29 年 9 月 25 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

3 番 仲西 栄二

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

12 番 大小堀 旭 13 番 具志堅 繁光

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 4 議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について
- 日程第 5 議案第 49 号 非農地証明願いについて

平成 29 年 第 9 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 29 年第 9 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番仲西栄二委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくをお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 29 年第 9 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 12 番大小堀旭委員、13 番具志堅繁光委員です。よろしくをお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(10 件) 日程第 2 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (11 件) 日程第 3 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (9 件) 日程第 4 議案第 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (2 件) 日程第 5 議案第 49 号 非農地証明願いについて (1 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 45 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 10 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は束里の 1 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は新垣の 1 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は新垣の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。4 番は山城の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。5 番はの 1 筆で、3 年間の使用貸借権の設定であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は潮平の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は大度 2 筆、摩文仁 1 筆の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は米須の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。9 番は北波平

	の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。10 番は喜屋武の 1 筆で売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 45 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は与座の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。農作物選別所への転用で使用貸借権の設定であります。2 番は賀数の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。敷地拡張で、贈与による所有権移転であります。3 番は北波平の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。駐車場への転用で貸借権の設定であります。4 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。5 番は真壁の 2 筆で、第 1 種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。6 ページをお開き下さい。6 番は、摩文仁の 3 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。店舗への転用で売買による所有権移転であります。7 番は阿波根の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。8 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で売買による所有権移転であります。9 番は喜屋武の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。10 番は小波根の 1 筆で農地区分は農振農用地であります。資材置場への転用で、使用貸借権の設定であ

	ります。11 番は小波根の 1 筆で、農地区分は農振農用地であります。資材置場への転用で、使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。7 ページをお開き下さい。 申請地は、農振農用地であり原則不許可であります。しかし不許可の例外の「農業用施設」に該当するため、転用は問題ないものと判断しました。次に 9 ページをお開き下さい。申請地は、住宅に囲まれた第 3 種農地であります。そのため敷地拡張のための転用は問題ないと判断しました。次に 11 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「敷地拡張」に該当するため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に 13 ページをお開き下さい。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている第 3 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 15 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、店舗への転用は問題ないと判断しました。次に 17 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地、原野に囲まれた第 2 種農地であります。以そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 19 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 21 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び山林、原野に囲まれた第 3 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に 23 ページをお開き下さい。番号 10 番と 11 番は関連しますので、まとめて説明いたします。申請地は農振農用地であります。しかし、不許可の例外の「一時的な利用」に該当します。そのため資材置場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 46 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 47 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 9 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、26 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-41 は喜屋武の 4 筆で、5 年の使用貸借権の設定であります。人参の新規就農（経営開始型）であります。29-42 は阿波根の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。トマトの規模拡大であります。29-43 は阿波根の 1 筆で 5 年間の貸借権の設定であります。農地中間管理事業推進であります。29-44 は伊原の 1 筆で、15 年間の貸借権の設定であります。農地中間管理事業推進であります。次に 27 ページをお開き下さい。29-45 は真壁の 1 筆で 3 年間の貸借権の設定であります。農地利用集積円滑化事業でのキャベツの規模拡大であります。29-47 は山城の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。29-48 は小波蔵の 3 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。29-49 は大度の 1 筆で、10 年間の使用貸借権の設定であります。トルコギキョウの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。

会長	それでは議案 47 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 48 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、29 ページをお開き下さい。 29-5 は阿波根の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。29-6 は伊原の 1 筆で 15 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 48 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に議案 49 号非農地証明願いについて 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、31 ページをお開き下さい。 申請地は、大度の 1 筆で、出入口もなく、特に、南東側は大きな段差があり、

	原野化している状況であります。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	それでは、31 ページをお開き下さい。事務局の説明のとおり、出入口もなく、国道側からもガードレール及び段差があり、南東側にも大きな段差があります。周辺も含めて原野化した状態であります。農地としては使うことは困難であると思われます。 以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 49 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 12 番 大小堀 旭 13 番 具志堅 繁光

--	--

--	--

